

(様式1)

平成24年4月11日

長久手市教育委員会御中

申請者 住 所 長久手市前熊下田171

団体名 社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

代表者氏名 会 長 青 山 宏



連絡先電話番号 (0561) 61-3434

後援・推薦名義の使用について(依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	平成24年度長久手市社会福祉協力校事業
行事の目的	社会福祉への理解と関心を高めることを目的とする
主 催	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会
その他の後援・ 推 薦 依 頼 先	なし
開催の期日	平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)
開催の場所	長久手小学校・西小学校・東小学校・北小学校・南小学校 市が洞小学校・長久手中学校・南中学校
入 場 料	なし
対 象 者	長久手小学校・西小学校・東小学校・北小学校・南小学校 市が洞小学校・長久手中学校・南中学校の児童・生徒
前回の開催日	平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日)
内 容	小学校・中学校および高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動や社会の連帯の精神を養うとともに、地域社会との連携を深め、「福祉のまち長久手」を目標に社会福祉協力校を指定するものである。

※新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

※学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。

前回

決算額 550,000円

実践教室参加人数 1,548人

(市内小中学生参加人数 1,158人)



長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(平成24年度長久手市社会福祉協力校事業)

審 査 項 目		判断 (事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか		
	風紀上好ましくないものでないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	他の団体の後援又は推薦があるか。特に映画、スライド及び紙芝居の催し物については、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」作品であるか	○	
	その規模が広範囲にわたり、一般市民を対象とするもので、一地区に限られていないか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか (予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できること	○	

H24.5.2

確認済

岩田 修也



長久手市社会福祉協力校事業実施要綱

1 目的

小学校、中学校および高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア、社会連帯の精神を養うとともに、あわせて地域社会との連帯を深め「福祉のまち長久手」をつくることを目的に社会福祉協力校（以下「福祉協力校」という）を指定する。

2 実施主体

社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

3 後援

長久手市教育委員会（予定）

4 指定期間

指定期間は、1 か年とする。

5 経費

福祉協力校事業に要する費用は、長久手市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が50,000円以上確保するものとする。

6 福祉協力校における活動

福祉協力校においては、それぞれの当該地域の実情に合わせ、高齢化社会、障害者福祉等に関わる活動を行なう。その具体的内容としては、次のような例が考えられる。

[活動の例示]

〈学校内活動〉

（1）交流・体験活動

〈対象者の状況を理解し「ともに生きる」あり方を考えること〉

- ・ 地域老人等のおたより活動
- ・ 地域老人・障害者等を学校行事に招待
- ・ 点字、朗読、布の絵本づくり等
- ・ 福祉協力校・市町村モデル校との交流

（2）理解促進活動

〈日常生活の中で、福祉を身近な問題としてとらえていくこと〉

- ・ 講演会・映画会・展示会等の開催
- ・ 作文・ボランティアニュース・ポスターづくり

(3) 収集・募金・協力活動

〈活動の意義や位置づけを理解すること〉

- ・ 使用済み切手・ロータスクーポン等の収集
- ・ 廃品回収、リサイクル運動
- ・ 募金活動、チャリティーバザー
- ・ 奉仕活動、花いっぱい運動
- ・ 献血活動への協力
- ・ 国際交流活動

〈学校外活動〉

(1) 交流・体験活動

〈対象者の状況を理解し「ともに生きる」あり方を考えること〉

- ・ 福祉施設の訪問活動、社会教育施設での活動等
- ・ 養護学校・養護学級等との訪問交流活動
- ・ ひとり暮らし老人の訪問交流
- ・ 地域行事・福祉の集い等への参加
- ・ 点字・朗読・布の絵本づくり等

(2) 理解促進活動

〈日常生活の中で、福祉を身近な問題としてとらえていくこと〉

- ・ ボランティア講座、手話・点字講座等への参加
- ・ リーダー研修会等への参加
- ・ ひとり暮らし老人、寝たきり老人の調査
- ・ 町づくり点検活動、自然環境調査

(4) 収集・募金・協力活動

〈活動の意義や位置づけを理解すること〉

- ・ 使用済み切手・ロータスクーポン等の収集
- ・ 廃品回収、リサイクル運動
- ・ 募金活動、チャリティーバザー
- ・ 奉仕活動、花いっぱい運動
- ・ 献血活動への協力
- ・ 国際交流活動

7 福祉協力校の申請と決定

(1) 申請

福祉協力校の指定を希望する学校長は、市教育委員会（小学校および中学校の場合に限る）と協議のうえ、様式1による「長久手市社会福祉協力校申請書」および様式4-1、様式4-2による「長久手市社会福祉協力校事業実施計画書」を市社協会長あて提出するものとする。

(2) 決定

申請書の提出があったときは、市社協会長がその内容等を検討し、本会予算の範囲で福祉協力校を決定のうえ、様式2による「長久手市社会福祉協力校決定通知書」、様式3による「長久手市社会福祉協力校委嘱状」を学校長に交付するものとする。

8 事業実施報告書の提出

学校長は、年度終了ごとに様式5-1 および様式5-2による「長久手市社会福祉協力校事業実施報告書」を作成し、経費にかかわる原本の領収書と必要書類等を添付のうえ、4月10日までに市社協会長あて提出するものとする。

